

茨城県報

第5765号

昭和44年12月1日

(月曜日)

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

目 次

規 則	ページ
●茨城県果樹農業振興審議会規則の一部改正(農産園芸課)	1
訓 令	
●茨城県公舎利用規程の一部改正(管財課)	1
告 示	
●生活保護法に基づく医療機関の指定及び変更並びに廃止(社会福祉課)	2
●身体障害者福祉法に基づく医師の指定(//)	3
●健康保険法に基づく医療機関の指定(保険課)	4
●救急診療所の指定(医薬務課)	5
選 挙 管 理 委 員 会	
●病院長が不在者投票管理者となる病院	5

規 則

茨城県規則第64号

茨城県果樹農業振興審議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和44年12月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県果樹農業振興審議会規則の一部を改正する規則

茨城県果樹農業振興審議会規則(昭和40年茨城県規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第5号及び第6中「連合会長」を「連合会副会長」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

茨城県訓令第24号

茨城県公舎利用規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和44年12月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県公舎利用規程の一部を改正する訓令

茨城県公舎利用規程(昭和39年茨城県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(9) その他職務の遂行上知事が特に必要があると認めた者

別表を次のように改める。

別 表

公舎利用料(一平方メートル当たり月額)

経過年数 \ 構造別	木 造	非 木 造
5 年 未 満	56 円	56 円
5 年 以 上 10 年 未 満	47	56
10 年 以 上 15 年 未 満	40	50
15 年 以 上 20 年 未 満	32	50
20 年 以 上 25 年 未 満	26	45
25 年 以 上 30 年 未 満	24	45
30 年 以 上 40 年 未 満	24	40
40 年 以 上 50 年 未 満	24	35
50 年 以 上 60 年 未 満	24	35
60 年 以 上	24	35

注 1 面積は、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)に基づく床面積の合計とする。

2 経過年数は、毎年4月1日現在をもつて決定するものとし、6カ月をこえる分は1年に切り上げる。

3 10円未満の端数を生じたときは、四捨五入の方法による。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

茨城県告示第1429号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定による医療機関について、次のとおり指定及び変更並びに廃止した。

昭和44年12月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 指 定

区分	指定 番号	名 称	所 在 地	開設者氏名	指 定 年 月 日
医科	1620	前田胃腸科外科医院	鹿島郡鹿島町宮中4651	前 田 和嘉一	44.11.1
〃	1621	島崎外科医院	鹿島郡鹿島町宮中1899	高 崎 和 郎	〃

〃	1622	菅谷外科胃腸科医院	土浦市中城町919	菅 谷 雄一郎	〃
〃	1623	江 崎 医 院	那珂郡那珂町額田南郷新宿 34番の3	江 崎 謙	〃
〃	1624	松 崎 医 院	猿島郡岩井町大字猫実1421	松 崎 龍	〃
歯科	533	山 口 歯 科 医 院	猿島郡猿島町大字逆井4112	山 口 充	〃
薬局	9	佐 野 薬 局	笠間市笠間1328	佐 野 英 興	〃
柔道 整復	127	飯 田 整 骨 院	猿島郡総和町小堤2153の2	飯 田 未 次	〃
〃	128	力 新 堂 接 骨 院	那珂郡東海村舟石川758	川 又 弥三彦	〃

2 変 更

区分	指定 番号	名 称	所 在 地	変 更 事 項 (名称)		変 更 年 月 日
				旧	新	
医科	1482	袖 山 医院本院	西茨城郡岩瀬町 大字岩瀬149	袖 山 医 院	袖 山 医院本院	44. 10. 1

3 廃 止

区分	指定番号	名 称	所 在 地	開 設 者	廃 止 年 月 日
医科	760	石 森 医 院	久慈郡大子町黒沢	石 森 千 代	39. 4. 16
〃	170	松 崎 医 院	猿島郡岩井町大字猫実 1421	松 崎 政 雄	44. 9. 14
〃	1578	天 下 野 診 療 所	久慈郡水府村大字天下野 4-954	宇根岡 登久男	44. 10. 18

茨城県告示第1430号

身体障害者福祉法第15条第1項の規定に基づく医師を次のとおり指定したので公示する。

昭和44年12月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 医師の指定

種 目	診療科目	氏 名	住 所	勤 務 先
内 部 障 害	呼吸器科, 内科	塙 晃 信	西茨城郡友部町	塙 第 一 医 院
聴 覚 障 害	耳鼻咽喉科	林 田 充 弘	笠間市笠間1997	林 田 医 院

肢体不自由	整 形 外 科	岸 本 允 男	北茨城市大津町北町	北 茨 城 市 立 病 院
内部障害	外 科	久 保 宗 人	那珂郡東海村	国立療養所村松晴嵐荘
肢体不自由	内 科	渡 辺 定 友	〃	〃
〃	〃	小 泉 雄 一	〃	〃
〃	〃	岡 本 亨 吉	〃	〃
〃	外 科	照 沼 毅 陽	〃	〃
〃	〃	渡 辺 皎 平	〃	〃
〃	〃	野 崎 正 彦	〃	〃
〃	〃	菊 地 敬 一	〃	〃
〃	〃	柳 澤 正 弘	〃	〃

茨城県告示第1431号

健保険法第43条の3第1項の規定により次のとおり保険医療機関及び保険薬局を指定した。

昭和44年12月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

指定記号 番号及び 指定年月日	医療機関名称	診 療 科	所 在 地	開設者又は 代 表 者	指定申請 の 事 由
水医1021 44.11.1	茨城県 職員診療所	内, 歯	水戸市三の丸 1—5—38	岩 上 二 郎	新規開設 (移 転)
土医 96 44.11.1	鶴 町 医 院	小, 内, 放	土浦市中城町3113	鶴 町 安 正	〃
石医 36 44.10.1	松 葉 病 院	産婦	石岡市青木町752	松 葉 弘	組織変更 (医→病)
湊医 24 44.10.15	阿字ヶ浦内科診 療所	内, 小	那珂湊市阿ヶ浦町 180—1	蔵 野 喜美子	〃 (所在地変更)
筑医 58 44.10.15	松 崎 医 院	内, 脳, 神経, 外, 皮, 泌, 肛	筑波郡大穂町 大字吉沼810	松 崎 美佐夫	〃
猿医 60 44.11.1	酒 井 〃	小, 産	猿島郡猿島町沓掛 1308の6	酒 井 ま つ	〃
鹿医 54 44.11.16	小 山 病 院	産婦, 内, 外, 整外, 皮, 小, 放	鹿島郡鹿島町宮中 道祖神前1834	小 山 善 朗	〃

歯 科

水歯 84 44.10.27	森 歯科医院	歯	水戸市栄町 2-4-2	森 輝 夫	新規開設 (開設者変更)
竜歯 11 44.11.2	中 村 歯科医院	〃	竜ヶ崎町大徳町613	中 村 忠 雄	再 指 定
勝歯 10 〃	根 本 〃	〃	勝田市表町10-11	根 本 茂 子	〃
東歯 26 〃	山中歯科医院出 張診療所	〃	東茨城郡茨城町 宮崎678	中 山 晟	〃
鹿歯 29 〃	河原歯科医院出 張診療所	〃	鹿島郡大洋村汲上 1685	河 原 武 男	〃
真歯 12 〃	大 畠 歯科医院	〃	真壁郡関城町辻 1332	大 畠 博	〃
〃 〃 13 〃	荻 野 〃	〃	〃 〃 関本 下750の1	荻 野 栄	〃

薬 局

北薬 21 44.11.15	宮 本 薬 局	調 剤	北相馬郡取手町 井野大原1867	宮 本 弘 子	新規開設
-------------------	---------	-----	---------------------	---------	------

茨城県告示第1432号

次の医療機関を、救急病院等定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定に基づく救急診療所として認めたので、同省令第2条の規定により告示する。

昭和44年12月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

名	称	所	在	地
カ	サ	ギ	外	科
医	院			

鹿島郡神栖村平泉外十二人会64の83

(選 挙 管 理 委 員 会)

茨城県選挙管理委員会告示第25号

公職選挙法施行令第55条第2項第2号の規定に基づき病院長が不在者投票管理者となる病院を下記のとおり指定した。

昭和44年12月1日

茨城県選挙管理委員会

委 員 長 中 島 鏡 太 郎

常陸太田済生会病院 常陸太田市西一町2314番地

◀ 県政の総覧 県民の六法 ▶

≡ 茨 城 県 報 ≡

茨城県の行政機構・財政・農林・水産・商工・観光・土木・衛生・労働・公安・教育・文化・民生等あらゆる行政にわたる県民の権利、自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例・規則・告示・公告等は、いずれも「**茨城県報**」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知ってもらわねばならないので、県ではこの**県報**の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、茨城県印刷所あてお申し込み下さい。

購読料は、送料とも1カ月200円であります。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1カ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 2 0 0 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所